

平成24年度第3回

江戸川区都市計画審議会

議事録

平成24年度第3回江戸川区都市計画審議会

日 時：平成24年12月5日（水）午後2時55分より午後3時37分

場 所：江戸川区総合文化センター2階会議室

出席者：委 員 有田智一、岩楯重治、江副亮一、大濱曠、金井敏行、川瀬泰徳、久保田清、
小久保晴行、後関和之、佐藤淳一、杉本英臣、瀬端勇、田口浩、西野博、人見哲爲、
福本光浩、本村千代三、水野文雄、森幸男、山岡新太郎、横山巖 以上21名

欠席者：委 員 青谷懿、大村謙二郎、田島弘資、谷福雄 以上4名

事務局 都市開発部長、都市計画課長、住宅課長、まちづくり調整課長、
まちづくり推進課長、市街地開発課長、都市開発部参事建築指導課長事務取扱、
施設課長、学校建設技術課長、土木部長、土木部計画課長

傍聴者：0名

次 第：1. 開会

2. 審議

諮問第4号 東京都市計画 生産緑地地区の変更（江戸川区決定）

3. 報告

緑の基本計画の策定について

4. 閉会

議 事

事 務 局： それでは、ちょっと時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまより24年度第3回江戸川区都市計画審議会を開催させていただきたいと思っております。本日は師走のお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

初めに、机の上に委員名簿をお配りさせていただいておりますが、上田委員が議員を辞職されたということでございまして、都市計画審議会委員は25名ということになってございますので、冒頭で報告させていただきます。

本日は諮問1件と報告を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、今後の進行を会長にお願ひいたします。どうぞよろしくお願ひします。

会 長： それでは、審議会の成立につきましては、審議会委員25名中、欠席4名、出席21名ということで成立しております。

議事録署名者として、江副委員と大濱委員、このお二人にお願ひいたします。傍聴者はおりますか。

（「いらっしゃいません」との声あり）

会 長： おりませんですね。それでは、事務局から配付資料の確認をお願いします。

事 務 局： それでは、事務局より配付資料につきまして確認をさせていただきます。

議案書につきましては、事前にお送りさせていただいております資料1でございます。お手元がない方がいらっしゃれば、事務局からお届けさせていただきます。

それから、本日は机上のほうに次第と名簿、座席表をお配りしております。

配付資料につきましては以上でございます。

会 長： それでは、審議に入りたいと存じます。諮問第4号をお願ひいたします。

事 務 局： それでは、私のほうから説明をさせていただきます。これからすべてスクリーン

で説明いたしますので、スクリーンのほうをごらんいただければと思います。

まず諮問案件でございますが、表記のとおり諮問第4号 東京都市計画 生産緑地地区の変更（江戸川区決定）でございます。

本件につきましては、縦覧を平成24年11月7日から11月21日までの2週間行いました。縦覧者は2名でございます。意見書の提出はございませんでした。

これまでの変更の経緯並びに農地の面積をスクリーンのほうでお示しさせていただいております。議案書のほうにも同じものが、2ページのところに記載したものと同じものでございます。

生産緑地の面積でございますけれども、平成4年の指定以降、追加や削除を行っておりまして、現在291地区、39.06haでございます。今回の変更で288地区、38.45haとなります。画面上でお示しさせていただいておりますのは、今回の変更箇所の位置図を示してございます。削除につきましては主たる従事者の死亡、故障による赤色で示した6地区でございます。内訳といたしましては、全部削除が赤色で示す3地区、一部削除が黒の縁取りで示しております3地区でございます。今回は買い取りはございませんでした。

それから、追加指定でございますけれども、既存地区に一部面積を追加するものでございまして、緑色で示す1地区でございます。

それでは、各地区ごとに説明をさせていただきたいと思っております。

まず地区番号2番でございますけれども、これは全部削除でございます。黒色に着色した部分でございますが、全部削除ということでございます。位置は本一色3丁目地内、ちょうどJR総武線の南側に位置にする箇所でございます。都立の小岩高校の西側。削除面積ですけれども、2,360㎡でございます。

続きまして、地区番号16番になります。位置は大杉4丁目地内、環状七号線の東側、鹿骨街道の南側に位置してございます。現在の指定面積1,330㎡のうち、削除面積は540㎡でございます。削除後の面積は790㎡でございます。

続きまして、地区番号45番、こちらは全部削除でございます。位置は西一之江4丁目地内で、首都高速7号線の南、松江四中通りの西側に位置してございます。削除面積は1,600㎡でございます。

続きまして、地区番号118番、こちらは全部削除でございます。位置は北篠崎2丁目地内で篠崎公園の北、江戸川の西側に位置してございます。削除面積は660㎡でございます。

続きまして、地区番号252番、それから257番でございますが、ともに一部削除でございます。位置はともに篠崎町3丁目地内、旧江戸川の西側、京葉道路の南側に位置してございます。

初めに、252番のほうから説明いたします。252番につきまして、現在の指定面積1,060㎡のうち、削除面積は500㎡でございます。削除後の面積は560㎡ということになります。また、257番のほうでございますけれども、現在指定面積が1,390㎡のうち、削除面積は700㎡でございます。削除後の面積は690㎡となります。

最後でございますけれども、生産緑地を追加する地区、170番でございます。位

置は鹿骨2丁目地内、補助285号線の東、補助286号線、大杉橋通りと言っておりますけれども、この南に位置してございまして、区立鹿骨中学校の西側に位置いたしております。本地区は既に1,730㎡が生産緑地として指定されてございまして、これに面積250㎡を一部追加するという形になります。合計で1,980㎡となるものでございます。

以上が諮問第4号でございまして、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

会 長 : それでは、ご質問、ご意見がありますればどうぞ。発言、お願いします。

委 員 : ちょっと初歩的な質問で申しわけないんですけども、今回生産緑地の全部削除と一部削除ということなんですけれども、それと一部追加ですか。これはそれぞれの、全部削除とか一部削除の理由と違いといいますか、どういう理由で全部なのか一部なのかということの理由と違いですね。削除と追加ということがあろうなんでしょうけれども、それをちょっと教えていただきたいということ。

それから、やはりグラフを見ると、歴史的に少しずつ農地が減っているということがあって、今回も残念ながら追加よりも削除が多くて減ってしまうのかなという感じなんですけれども、その農地の保全のために区として考えられていることや対策ですね。そういうことがわかれば教えていただければと思います。

事 務 局 : まず一部削除と全部削除の違いということでございまして、生産緑地のこの変更、削除につきましては、冒頭にちょっと話をさせていただきましたように、主たる従事者の死亡、もしくは故障等で農業の継続が困難になったということで変更になるということになります。そのうち、その状況によりまして、相続された方が実際どれだけ農業ができるかによってまいります。従前の面積をそのまま引き続き営農していただければ、それは一番よろしいんでしょうけれども、なかなかそうはいかないという部分があって、一部だけ削除するという場合がありますし、全面的に削除するというケースが出てくるというふうなことでございまして。

それから、2点目の保全のための取り組みということでございまして、確かに農業が、農地が減るということは非常に残念なことではございまして、区としてもなるべくこの保全、継続して農業を営んでいただきたいということで、働きかけといいますか、お願いをさせていただいているところでございまして。特に生産緑地につきましては、農業として継続していただけるということになりますと、比較的長くこの農地が保全されていくということもございまして、私どものほうでは農業の従事者の方に、まだ宅地化されている農地をお持ちの方にはいろいろお声かけをさせていただいて、ぜひ生産緑地にしてはいかがかというふうなことで働きかけをさせていただいていることがございます。

今回、一部追加で指定されたところがございまして、この案件につきましても私どものほうでお声かけをさせていただいて、じゃあ追加しようということでご了解いただいたという件でございまして。

以上でございまして。

会 長 : よろしいでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

会 長 : ほかにございませなければ、お諮りしたいと存じます。諮問第4号について、ご異

存ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 : 異議なしと認めます。

事務局、報告事項があるようですけれども、お願いします。

事 務 局 : それでは、引き続きまして報告事項を1件報告させていただきます。緑の基本計画の策定について、土木部の計画課長のほうから報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事 務 局 : 貴重なお時間を拝借いたしまして恐縮でございます。

本日は都市計画と当然深くかかわりのございます、緑の今後の区の考え方等をまとめていくという緑の基本計画の策定につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この緑の基本計画でございますが、具体的には本年3月より学識経験者の方、また区民の公募委員の方、それから区の内部のこの緑に関する関係部署の職員も加わりまして、策定委員会を立ち上げております。本年度末、来年の春になりますが、最終策定に向けて現在検討を進めておるところでございます、途中の報告ということで大変恐縮でございますけれども、現在進めております概要等につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

次、お願いします。小さい字で恐縮でございますけれども、緑にまず求められる機能ということを挙げさせていただいております。

まず1点目の防災の機能ということでございますけれども、3. 1 1もございました。また、首都直下地震ですとか東南海の地震などというところが危惧されておるわけですが、まちの中にオープンスペースとして公園ですとか広場ですとか、そうした空間、先ほどのお話にもございました農地なども含めまして、それらの機能をまず確保していくということが非常に重要な要素であるということが改めて今日認識されておるところだと思います。また、特に公園などについてはレクリエーションの機能ですとか、さらには自然環境、河川の河川敷ですとか等々を含めまして、生物の生息区域というようなことも非常に大事な視点になろうかと思っております。また、都市の景観を形成する、さらには都市環境を、今課題になっておりますヒートアイランドですとか、そういったことを改善していく重要な要素であるというふうに認識しておるところでございます。

そうした中で、本日は基本計画の策定の背景、それからその課題ですとか、また現在取り組んでいる内容等につきまして説明をさせていただきます。

まず、緑の基本計画の策定の背景でございます。こちらは、区の基本構想・長期計画、また都市計画マスタープラン等々の関係を示してある図でございます。江戸川区のまちの将来像を目指すべき都市像というところでは、基本計画が平成14年に作成されておりまして、平成14年から平成33年までの江戸川区の街づくりをここで規定しております。その上で長期計画、それを実践していくための10年ごとの長期計画を策定しておりまして、本年より平成33年までの後期の10年間についての長期計画が先般作成されたところでございます。そうした中で江戸川区の街づくり基本プラン、この都市計画のマスタープランでございますが、都市がどうあるべきかという都市計画に関する基本的な方針をまとめておるところでございます。こちら平成11

年に策定しております。こうしたさまざまな構想・計画の中において、この緑の基本計画と言いますのは、緑のオープンスペースに関する総合的な計画ということで、まさに都市マスタープラン、この理想とする将来像の街づくりに向けての緑部門の総合的な計画という位置づけになります。

この緑の基本計画と言いますのは、都市緑地法に定められておる法定の計画でございまして、具体的にはその内容といたしまして緑地の保全や緑化の目標、また保全及び緑化の推進をするために何をやっていくのかというその施策、さらには公園の整備の方針、保全すべき緑地の確保や緑化の推進、これらの計画、プランを広くお示しするという内容になります。いわゆるこれは区市町村単位で策定するものですが、独自性ですとか創意工夫を発揮いたしまして、緑地の保全、公園緑地の整備、また公共施設ですとか民有地の緑化の推進といったことを、緑にかかわるすべてのことをまとめていこうという内容でございまして。

背景といたしましては、緑の基本計画そのものは、平成14年に水と緑の行動指針というものを策定しております。この目標年次は10年間ということで、平成23年度までということでの目標年次で策定しておりました。それが10年を経過したということが1点ございます。また、平成16年には景観緑三法が成立をいたしておりまして、美しい景観づくりと豊かな緑の都市の形成というところを目的に、具体的にこの都市緑地法なども改正されております。その中で、先ほど申し上げました自治体として公園をどう整備していくのかといったところをしっかりとプランを立て、方針を出すようにということがうたわれております。また、緑を取り巻くさまざまな社会情勢等も変化してきております。そうしたことから今般、新たな緑の基本計画の策定に動いておるところでございまして。

一方、この緑関係につきましては、庁内でもさまざまいろいろ議論・検討してきておりまして、街路樹に関しましてはこの街路樹のあり方、また街路樹をどう今後守り、育てていくのかという指針なども策定をしておるところでございまして。また、先ほどの審議事項にございました農地、生産緑地の保全、こういったことにつきましては関係部署で協議を進めてきているところでございまして。

また、地域の中にまちの中の大切な保護樹をどう育てていくか、守っていくかということですか、さらには東京都全体におきましては、都・区市町全体で公共空間の緑を保全していく、また民有地の緑をどう創出していくかといった事柄の方針なども定めさせていただいております。また、景観法に基づく景観計画、さらには先ほどお話しさせていただきました今後10年の長期計画、そして都市計画公園・緑地を今後10年でさらにどう整備していくかという、どの位置にどういうふうに整備するかという整備方針、こうしたさまざまな緑関係の動きがございまして。こうしたことも包括する、踏まえさせていただいての計画策定ということになります。

具体的に現状、課題、背景ということでございまして、水と緑を取り巻く背景、課題でございまして、農地も含めまして、民有地の緑が特に減少しているという状況がございまして。また、公共空間につきましては、道路・公園等の整備を鋭意進めてきておりまして、基本的に一定の整備、レベルには達しております。それを今後どうその状況をさらによくしていくか、保全していくかという視点が必要であると考え

ております。また、さまざまな宅地開発等が行われる中での民有地の緑化をどのように進めていくか、また先ほどの農地の保全、それから公園につきましては、江戸川区内は非常に公園が多いと言われてはおりますけれども、一部地域におきましてはまだ不足しているというようなところがございます。こうしたところをどういう形で埋めていくべきなのか。さらにはこうした緑をハード面だけではなく、緑の担い手と書かせていただいておりますが、多くの区民の皆さんにかかわっていただいて、どう守り育てていくか、どう育成をしていくかというようなところが課題であろうかと考えております。

また一方では、先ほど3. 11の防災性の話をさせていただきましたが、自然災害への震災、水害等に対する防災性を高めるという視点も非常に重要であります。また、地球の温暖化ですとか生物多様性、こうした環境問題にもしっかりと対応していく必要性があります。それには緑が非常に重要であるという認識をしているところでございます。

ちょっと少し数字が古くて恐縮でございますけれども、区内の公園の、これは数及び面積の整備のこれまでの推移でございます。およそ今から50年ほど前から比較いたしますと、非常に右肩上がりですと急激に伸びております。先ほど申し上げました、一定の充足はしてきているというところではありますが、なお不足している、もしくは都市計画上、整備をすべきところがまだなされていないといったところが残っておりという状況でございます。その一つが大規模の公園、震災時ですとか水害時の避難場所、活動拠点というふうな位置づけがありますこの都立公園ですけれども、これは環七の周辺の都立公園の箇所図をあらわしておりますが、環七周辺のこの8公園につきましては、東京都の地域防災計画などにおいても、ここに書いてございます大規模救出活動拠点ということで、震災時にその効果が期待されています。都立公園の中でも整備に力を入れるべき公園ということで、プライオリティーが高いということになります。しかしながら、数字が少し小さくて申しわけございませんが、西高東低と申しましうか、西側のほうの整備率と比較しますとこの篠崎公園、実はこの48%と言いますのは現在ではございません。現在は4割ほどです。今後10年、計画的に整備をするというプランを出したところ、計画どおりに整備はされたとしてもなお50%に満たないという状況でございます。こうしたところをしっかりとやっつけていかなきゃいけないというのが一つ大きな課題でございます。

一方、街路樹でございますが、街路樹につきましては、こちらの赤い線が、これが街路樹でございます。少し数字が小さくて申しわけございません。これは高木の本数を指しますけれども、こちらが本数でございます。このあたりは35,000という数字になります。青い線は何かと申しますと、こちらは公共下水道の普及率でございます。昭和50年代後半から60年代、それから平成の初めまでおよそ20年強ですけれども、公共下水道の整備に伴いましてまちの整備をしてきています。歩道ですとか緑道ですとかの整備に合わせて街路樹の整備を行ってきたということで、一定の充足はしております。現在はその後またふえておりまして、およそ37,000本ということになっておりますが、先ほどの街路樹のあり方というようなことで、これをどのように今後は良好な樹形でしっかりとどう育てていくのかといったところを今

検討している視点でございます。

今までの緑の整備ですとか課題について説明をさせていただきましたが、緑の基本計画の検討の骨子ということで、現在どういった議論をしているのかというところを報告させていただきます。

改めまして、この基本計画を定めていく内容といたしましては、緑の保全、育成、またその創出、こうした視点の施策をしっかりと打ち出していきます。また、ここに「公園整備などの安定的な財源確保」と書いてございますが、この緑の基本計画で公園整備をこのようにやるということをやろうことによって、それが国からの補助金などを交付していただくという背景にもなるという現状もございます。具体的にはこの農地も含めた緑の保全、また区民の皆さんとの協働によるボランティア活動などの促進による緑の育成、そして自然環境の生物多様性などのこういった保全や確保、また、こちらは道路や公園などの緑の今後の管理方針ですとか、学校改築が今後20年ほどの間に鋭意進んでまいります、そうした学校改築時に、学校というのは地域の中に満遍なく広がっている地域の中の、いわゆる拠点、空間でもございますので、そうした際の緑化もしっかりと指針を立てて進めていきたいというような骨組みでございます。また、創出のほうにつきましては、公園の不足しているところをどう充足していくべきなのか、また公共も含めてですけれども、民有地の開発などにおける緑化をどのように進めていくかといったところを柱にしていきたいというふうに考えております。

その施策の体系でございますが、今の3本柱の保全・守る、育成・育む、そして創出・つくる、この3本につきましては、こうした守る視点、そして守るにつきましては緑だけということではなくて、水という視点も含めての整備もしていきたいと考えています。また、育成の部分におきましては、これは区民の皆さんとの協働というところで、どのようにそうした活動を広げていくべきなのか、どういった施策で促していくべきなのかというようなところを議論しております。また、創出につきましては公園の充足・充実、それから災害時の防災性を高める公園の整備、あとは公共用地や民有地の緑化、こうした点において幾つかの施策を検討しております。

具体的にいろいろ議論しております中の幾つかご紹介をさせていただきますが、まず守るという部分におきましては、こちらの写真はそれぞれ現在あります樹齢が非常に年月を経て、まちの景観を形成しておる保護樹などでございます。こうした保護樹林をさらにしっかりと指定をした上でどう育てていくか。それには地域の財産として深く区民の皆さんにもかかわっていただく、そういう仕掛けをしていきたいというふうに考えております。

それから、こちらのほうはやはり樹木ですね。そうした所有者の方への支援というようなことで、ボランティアの皆さんのお力をおかりします。また、こうした地域の財産を広くPRしていく。そして、ここに緑の基金というようなことも検討しておりますが、これは地域の財産として、保護樹なりを守っていくために、広く区民の皆さんに基金を募るといったような事柄も検討の対象にしております。

それから、先ほどの農地のお話もございましたが、こちらは興宮町にございます興宮公園というところに隣接したところでございます、興宮公園というのはおおよそ

2,000㎡ほどの既存の公園でございますが、その公園に隣接して生産緑地がございました。そこを区のほうで取得いたしまして、一体的に整備をしていこうと考えています。それには農地を農地としてそのままということで、整備の内容を今検討しておるところでございます。こうした農地を既存の公園と一体で活用していく、区民の皆さんに農に親しんでいただこうと考えています。農の風景と申しましょうか、そうした視点で公園整備をしっかりとしていきたいというのが、これが興宮町の事例でございます。

それから、こちらは区民の皆さんとの協働というところでございますが、豊かな緑、またきれいな庭などを整備されている方がいらっしゃいます。そういった方々のオープンガーデン、また、農家の方々にもご協力をいただいて、広い庭などを広く公開していただき、そうした緑に多くの方に親しんでいただくような、そういう機会を設けてはどうかといったような事柄を議論しております。

また、こちらは既に行っておることもございますけれども、さまざまな公園、街路樹等々、また河川などにおきまして、多くの皆さん方にボランティアというようなことでさまざまな活動に携わっていただいております。今7,000名ぐらいの方々がボランティア登録していただいておりますけれども、ここは一つの大きな区の緑の育成をしていくというところの柱として、さらに広げていきたいというような施策でございます。

それから、こちらはちょっと数字だけが並んでいて恐縮でございますが、区立の公園、また児童遊園の面積による分布でございます。この上段が区立の公園でございます。280余ある公園のうち、一つの公園の大きさが1,000㎡未満のものが4割強、1,000から2,000㎡が4分の1、2,000㎡以上が3分の1というような分布になっております。これをちょっとお示しさせていただいたのは、小さい公園が非常に多いということがあるわけですが、一方この1,000から2,000、ここが4分の1ございまして、公園のさまざまな機能、広場機能ですとか子どもさんに遊んでいただく機能ですとか、オープンスペースの機能ですとか、そうした機能面からいろいろ既存の公園を再度見直し、整理してみますと、この1,000から2,000というところにあります最低1,000㎡ぐらいの公園が、さまざまご要望をいただく要素を取り入れられる公園であるというような、既存の公園の状況からそうした検討・整理などもしています。

それがこちらの図でございます。公園不足地域をどのように解消していくかというところにもつながっていくわけです。500mメッシュなりの一定の区域に1,000㎡以上の公園をぜひ確保していこうと考えています。しかしながら、既存の部分においては500㎡以下ですとか1,000㎡に満たない公園が既存の公園としてあるというような状況などもございます。そうしたところに機能の分担ですね、遊具系の公園ですとか広場系の公園ですとか、それから修景型といったような、幾つか小さいながらもそれぞれ機能、役割を分担させることによって、この地域における公園を充足していくという考え方も一つ取り入れていくべきではないかというような議論をしているところでございます。

また、公園の整備内容といたしましては、特色のある実のなる木の公園ですとか、

もちろんキャッチボールができるという広場ですとかということで、さらに特色ある公園を目指していくべきというご意見をいただいております。

また、生物多様性といったところも含めまして、人だけではなく生き物にも優しい公園づくり。そうした視点も必要であるというふうに考えております。

それから、公園の施設の長寿命化計画というものもしっかりと立てるべきというのも、この緑の基本計画の中でうたっていきたいと思っております。こちらにつきましてはしっかりとメンテナンスをしていくため、しっかりと現在の公園の施設なりの健全度などの調査をいたしまして、その修繕を計画的に行う。また、それによりまして全体の費用を圧縮し、もしくは年度ごとの修繕費を平準化し、さらにはこの長寿命化計画を立てることによって、国からの補助などを得るといったようなねらいがございます。こうした長寿命化計画も策定していくこととしております。

先ほど都立篠崎公園の事情を話させていただきました。現状は、篠崎公園ですと86haという計画規模に対しまして、30haほどしか開園できていないという状況でございます。今後10年では11ha整備をしていくことになっております。先ほどごらんいただいたとおり、それでも整備率は5割に満たないというような状況であります。整備を鋭意急いでいただく、これは東京都にお願いするということになります。そうしたこととともに、大規模水害等に対する避難地という視点も加えていただくということで、これは今年の2月に東京都の公園審議会におきまして、従前は震災時の公園と、震災時の避難場所拠点という位置づけだけでございましたが、震災時のみならず、水害時にも避難場所として機能する、高台化を図るところが正式に位置づけられたところでございます。今後、こうした大規模公園につきましても整備に際しての高台化というのをより促進していただくように、要請していきたいというふうに考えております。

それから、具体的な整備内容といたしましては、かまどのベンチですとかソーラー照明ですとか、震災時に避難場所となる、その際に機能する付加機能と申しましうか、防災性を高める機能を公園整備の中で取り入れていくというふうに考えております。

こちらは私有地で、公共用地は私有地の緑化を進めるという中で、私有地の緑化の推進というところでございます。現状におきましては住宅等整備基準条例、また景観計画に基づく景観条例によりまして緑化指導などを行っておりますけれども、新たに都市緑地法で緑化地域制度というのが創設されておきまして、こうしたものも導入していきたいと考えています。具体的には大規模な建築物の新築・増築などに際しまして、敷地の一定面積以上を緑化することを具体的にこの緑化地域制度というのは義務づけています。この義務づけた事柄を建築基準法関係の規定として整理させていただくことによって、緑化の推進に強制力を持たせるというような制度でございますが、こうしたことも導入に向けて検討を進めていきたいと考えております。

雑駁な説明でございましたが、現状検討しておる幾つかの具体的な施策について説明をさせていただきました。

今後のスケジュールでございますけれども、今の守る、育む、つくる、これらにつきまして、これまで検討委員会のほうでいろいろご議論いただいております、その

いただいた内容を現在整理、まとめておるところでございます。来春には基本計画の案という形にさせていただいた上で、区民の皆さん方のご意見をいただくパブリックコメントをさせていただきまして、来春には緑の新たな基本計画ということで策定、取りまとめをさせていただきたいと思っております。

以上が緑の基本計画の策定に対する取り組みの報告でございます。

会 長 : 事務局、ほかに何かございますか。ございませんか。

事 務 局 : 今年度の都市計画審議会でございますけれども、これで最後となる予定でございます。1年間どうもありがとうございました。

会 長 : これをもって本日閉会いたします。どうもご苦労さまでした。よいお年をお迎えください。

以 上

以上のとおり議事を記録し、ここに署名する。

会 長 人 見 哲 爲

署名委員 江 副 亮 一

署名委員 大 濱 曠